

「'04年公的年金改革に望む」

～負担の先送りをする制度設計から決別し、制度への信頼を取り戻そう～

2003年11月

関西経済同友会
経済政策委員会

本提言の概要

《改革の主目的と具体的手段》

1)、年金不信と崩壊の危機の解消

- 基礎年金の全額目的消費税化によって国民年金を崩壊の危機から救う（また、被用者年金から切り離す）
- 世代間不公平の原因となっている「段階保険料方式」はとらない（右下イメージ図参照）

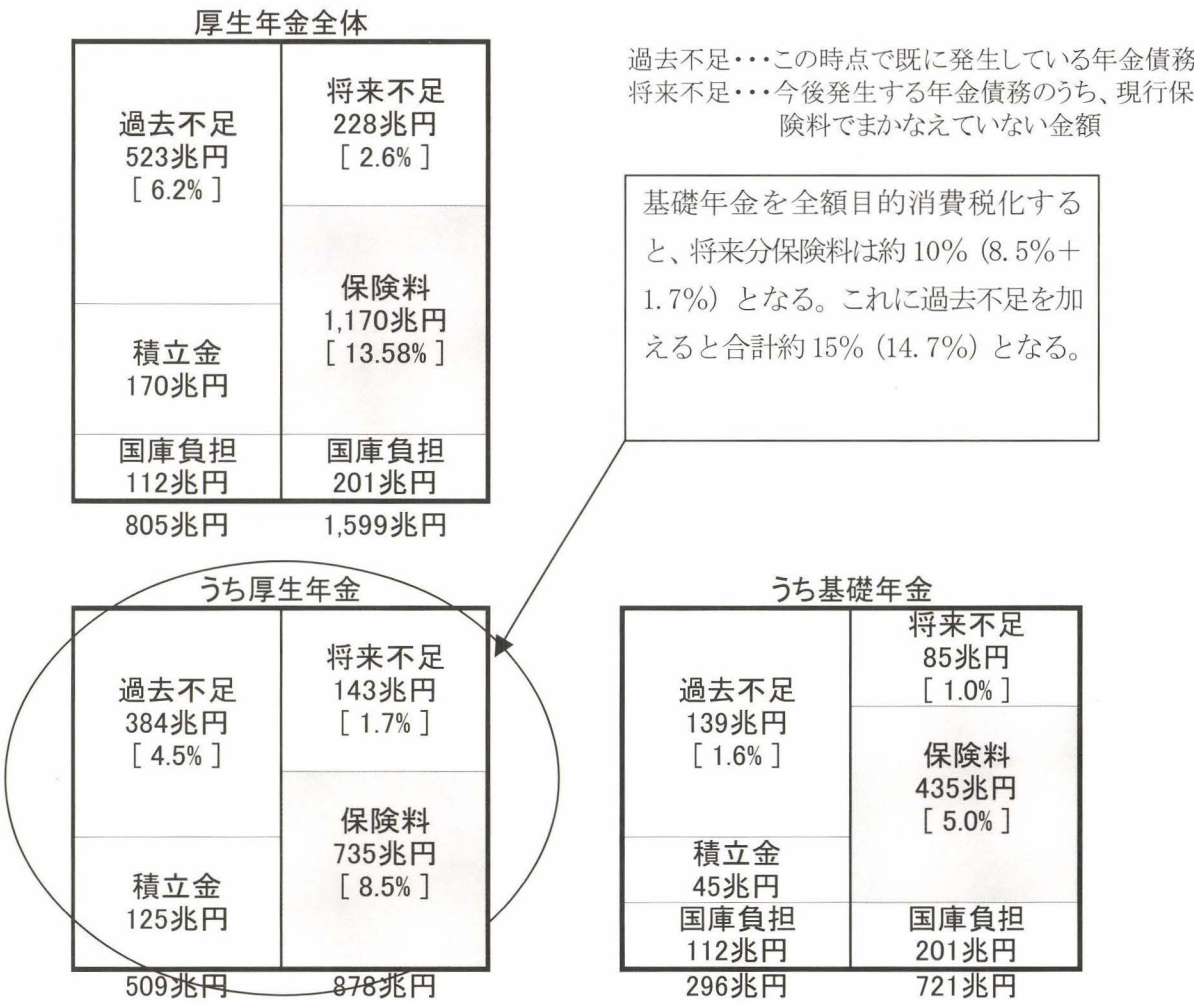
2)、世代間の公平確保

- 被用者年金の報酬比例部分について、拠出と給付を「みなし金利（名目 GDP）」でリンクして世代間の公平を保つ。個人別に毎年、拠出累計額と給付見込み額を通知する。「給付建て賦課方式」から「拠出建て賦課方式」（いわゆるスウェーデン方式）へ

3)、過去不足（債務）の償却を進める

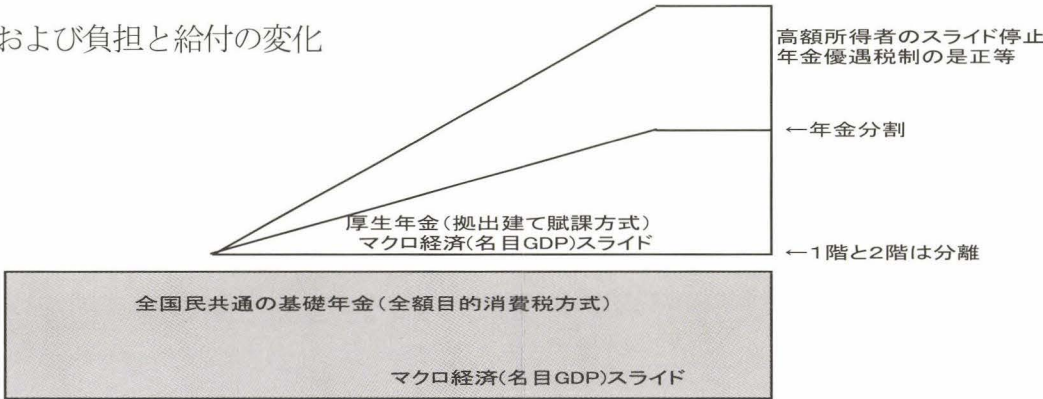
- 国家と国民の基本的な約束は守るが、過剰給付や税制上の優遇は止める
- マクロ経済スライドによって償却

①公的年金の給付原価と財政構造



※1999 年厚生省資料による（新人口推計を考慮して計算したもの）。

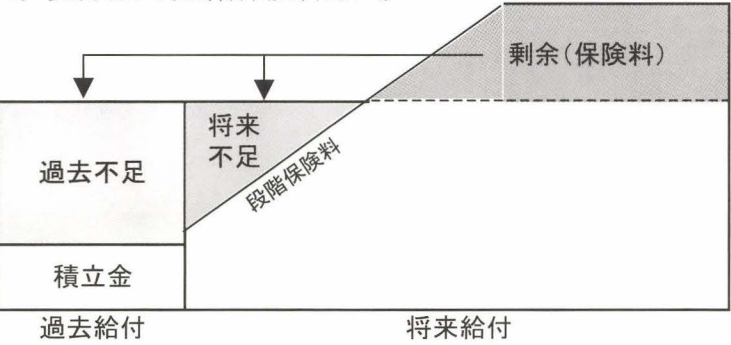
②本提言の概念図および負担と給付の変化



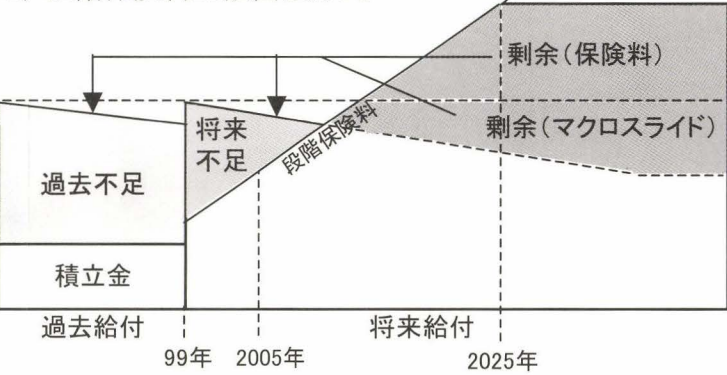
		負担	給付
1階部分	基礎年金	- 定額負担から目的消費税（食料品除き、10%）に置き換え。全国民が負担。 - 標準世帯の負担額は、18,800円（消費額の増加に応じて負担も増加）。 - 年金受給者の平均世帯は平年度5,000～6,000円の負担増（初年度は10,100円）	- マクロ経済スライドを採用。 - その他は現行通り。
2階部分	被用者年金	- 現行給付を維持すれば、保険料率は10%から15%へ引き上げを要す（基礎年金負担とあわせ平均世帯で収入の約5%の負担増）。 - 今後発生する給付を保険料率にリンクするものとし、当面の保険料率を10%とする（経済への影響はほとんどない）。景気が回復したところで、保険料率を引き上げ、将来の給付額を改善するかどうかは、将来世代が決めればよい。	- 拠出建て賦課方式（スウェーデン方式）に移行。 - マクロ経済スライドを採用。 - 年金分割制度を採用。 - 個人別負担と受給見込み額の通知表を送付。

③公的年金各方式の過去、将来不足の償却方法

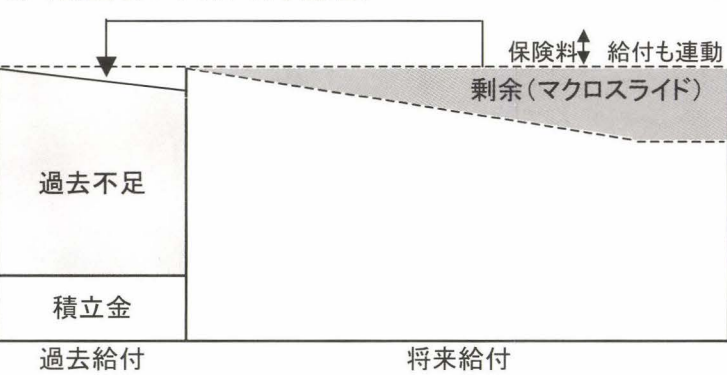
1) 現行方式（段階保険料方式）



2) 段階保険料上限固定方式



3) 保険料リンク方式（本提言）



I、はじめに

社会保障審議会年金部会は、「制度体系のあり方の基本的な変更」について意見の一致を見出せず、改正案の立案を政府の手に委ねてしまった。

公的年金はいまや国民の老後生活を支える柱となっている（註・1）。それを支える保険料負担は年間約 30 兆円と、所得税、法人税を加えた金額よりも多くなっている（註・2）。それだけ社会、経済に与える影響が大きく、そのあり方については単に年金制度という狭い枠内だけで論じるのではなく、経済成長との関係、税制との関係、労働市場との関係等多面的な角度から検討し、総合的な対策を講じないといけないということを意味する。

ここはまさに政治の出番であり、それ故に総選挙の争点の一つとなったが、与野党の年金改革案はいずれも制度設計の枠組みが明らかでなく、議論は噛み合いようがなかったといってよいと思う。その他各界から出ている提言も、今回の議論のたたき台となった「段階保険料上限固定方式」をベースにしているため、世代間の不公平を制度的に解決することができず、過去不足の償却負担を保険料の引き上げという形で将来世代に先送りするか、それとも既裁定者の給付額を含め給付の減額で解消するかという世代間の負担の押し付け合いに議論が終始している感が強い。このまま放置すれば、議論は膠着状態に陥り、弥縫策だけを講じて問題をまたもや先送りすることになるのではないかと、われわれは懸念する。

以上のような状況を打開すべく、当同友会は 2004 年の年金改革について、新しい制度設計の枠組みを以下の通り緊急に提言したい。この提案を、11 月 17 日に発表された厚生労働省案の「段階保険料上限固定方式」と対比させて、議論を深めてもらいたいと切望する。

II、公的年金改革の目指すべき方向

1)、年金制度全体の現実的、合理的な構築（自助努力の基盤の上に安心と公平を確立する）

全国民共通の「安心の土台」として、定額の基礎年金(いわゆる一階部分)があり、その上に、所得比例の被用者年金(二階部分)をおき、更に自助努力の企業年金、個人年金(三階部分)をおく現制度の大枠は合理性があり、長期の約束の下に成り立っているその現実から改革案をスタートさせるのが妥当であろう。

イ)、基礎年金の拠出は、所得ないし支出の多寡に応じたものとする。一方、給付は全国民共通の安心の基盤にふさわしい金額として、国民誰もが拠出の実績と年齢を条件に受け取れる「終身定額年金」として、所得再配分機能を働かせるのが本筋であろう。この制度を安心の土台として機能させる以上は、物価、賃金等何らかのスライドを伴い、財政方式は「賦課方式」を基

本とせざるを得ない。

スライドの方式は、少子高齢化による現役の負担増を緩和するため、賃金総額の伸び率ないし名目 GDP 成長率にスライドする「マクロ経済スライド」とする。これにより、生産年齢人口の減少（2005 年から 2025 年で約 15%減、年率 0.78%の減）がスライド率にマイナスの影響を与えることになるが、実質賃金ないし実質 GDP が年率 0.78%以上の成長をする限り、一人あたり実質受給額は維持される。

ロ）、被用者年金は、労働期間等に裁量のきく自営業者と異なり、一般的に就労を終えた瞬間に収入が途絶える被用者が現役時代の生活水準を極端に落とすことなく生きていくために用意されたものである。そのため給付、拠出ともに必然的に所得比例となり、かつ実質購買力維持のための何らかのスライドが必要となる性格のもので、公的制度として最も長く定着してきたものであり、この制度を民間の自助努力に全面的に置き換えるのは乱暴な議論と考える。

実質購買力維持のためのスライドを要件とする以上、財政制度としては「賦課方式」とせざるを得ないが、一方で少子高齢社会の中で世代間の公平を保つため、将来世代ほど保険料が高くなる現行の「段階保険料方式」から決別し、拠出と給付をリンクさせて「納めたものは必ず返ってくる」という「拠出建て」とするのが望ましい。スライドは「マクロ経済スライド」とする。このような、「拠出建て賦課方式」そして「マクロ経済スライド」という年金制度上のイノベーションによって、被用者年金に関する長年の議論、すなわちその廃止論、民営化論、完全積立方式移行論の主張は弱まり、議論に終止符が打たれつつあるのではないと思われる。

ハ）、企業年金、個人年金については、私的な自助努力部分であるが、公的年金を補完するものであり、税制は公的年金と同等の扱いをするなど、その育成に対して政策上の配慮が必要であろう。

2）、少子高齢社会に耐えうる制度とする

イ）、公的年金制度を少子高齢社会に耐えうる制度とするためには、働き手を増やし、税・社会保険等の義務も負担してもらえ「社会を支える基盤人口」(註・3)を拡大していくべきである。そのために、短時間労働、派遣労働、有期限労働、在宅就労等多様な働き方を更に積極的に容認し、正規労働との格差をなくしていく努力が必要であろう。

ロ）、わが国の税・社会保険の標準モデルは、従来の「専業主婦モデル」から、これからは社会の変化の実態にあわせ「共働きモデル」に変えていくべきである。そして、家庭は夫婦が協力して形成していくものであり、働いた成果は夫婦が相分かち合うべきものだとの考えに立って、夫婦間の所得分割を基礎として、年金受給権は「年金分割方式」、所得税は「二分二乗制」へと移行していくべきであろう。これによって、女性の年金受給権が確立し、かつ女性の働きに中立な税・社会保険制度となることが期待できる。

3)、生産性の向上を通じた経済成長の重要性

少子高齢社会にあっては、現役世代が負担する年金、医療、介護の負担増は避けられない。しかし、経済成長の成果として個人所得が増えていけばこれらの負担増を吸収していくことが可能である。その意味で、われわれは年金制度の改革に当たって、経済成長の成果によって問題を解決するという視点を失ってはならない。

Ⅲ、われわれの具体的改革案

1)、基礎年金について

①、基礎年金保険料は、従来の定額保険料から、可及的速やかに支出額に比例する目的消費税(除く、食料品)に全額置き換え、当面の平準税率を約 10%とする。

自営業者の拠出は、所得把握が困難だという理由で暫定措置として定額拠出制が採用されているが、これは最も逆進性の強い徴収方法であり、早急に改める必要がある。また、被用者については、現在、基礎年金と報酬比例年金の拠出が一体化し、基礎年金財政にいくら流れているか不分明である。両者の財政は完全に切り離して運営すべきである。

基礎年金の望ましい拠出の方向は、早急に納税者番号制を導入し、勤労所得、資産所得をも含めた「総所得比例の拠出制度」を採用することである。この場合、保険料率は平準保険料率とすべきであろう。(頻繁な保険料率の改定を避けるとともに、財政バランスの一時的変化に対応可能な積立金を持つ)。

しかし、納税者番号制の導入になお多くの年月を要するというのであれば、セカンドベストとして全額目的消費税(除く食料品で平準税率として約 10%)(註・4)に置き換えるべきであろう。国庫負担を現行の三分の一から二分の一に引き上げるための財源すら決められない今、この事態を逆手にとって、全額消費税化という措置に一気に飛躍すべきではないだろうか。数年かけて国庫負担を二分の一に引き上げ、残額を相変わらず保険料徴収していこうという匍匐前進案は徴収コスト対パフォーマンスがあまりにも悪すぎる。免除者、未納者が全体の半分近くに達している現状は異常であり、制度自体が破綻に瀕しているといっても過言でない(註・5)。この際、漸進的な対応策で問題を先送りするのではなく、抜本的改革を断行する必要がある。

基礎年金保険料の全額目的消費税化は、破綻に瀕した基礎年金制度を一挙に救う。消費税は見方を変えれば、支出額比例の保険料であり、食料品を課税対象から除くことによって逆進性を緩和することができる(註・6)。基礎年金と被用者年金の峻別もでき、これまで保険料徴収の

ために要していた多額のコスト負担を大幅に引き下げうるし、第三号被保険者問題もなくなる。

消費額が月額 30.6 万円の平均世帯の目的消費税支払額は（税率を 10%として）18,800 円程度と推定され、従前の定額保険料（夫婦二人で 26,600 円）よりも少ない支払いですむことになる。被用者の保険料率も現行の 13.58%から 10%程度まで引き下げる余地が生じ、更に、未納者分の肩代わり負担もしなくてすむ。消費税は国民全体に広く薄く負担を求める税制であるが、年金受給者にとってはどういうことになるのであろうか。初年度は平均高齢世帯（消費支出月額 25.2 万円）で、月 10,100 円の負担になるが、翌年度以降はマクロ経済スライドによって、年金額が上昇するため差し引き負担は 5,000～6,000 円程度に半減する。

②、一方、基礎年金の給付額は、従来どおり「終身定額」とする。スライドについては、従来の物価スライド・プラス政策判断による賃金スライドから、賃金総額の伸び率ないし名目 GDP 成長率にスライドさせる「マクロ経済スライド」とする。

一方、基礎年金の給付額は、従来の終身定額を基本としながらも、支え手の減少という少子化への対応を行う。すなわち、一人あたり給付額が物価スライドと賃金の政策判断によってスライドする従来の方式から、賃金総額の伸び率ないし名目 GDP 成長率等のマクロ係数にスライドする「マクロ経済スライド」とする。これにより、生産年齢人口の減少が受給額にマイナスの影響を与えるが、先述のとおり実質成長率を年率 0.78%以上に保てば一人あたり実質受給額は維持される（註-7）。逆に、経済成長が長期的に低迷することになれば一人あたり給付額の減額が避けられない。その際どう対処するかは将来世代が判断すべきことであるが、現役の賃金も低迷しているのであり、基本的には受給者は現役と共に痛みを分かち合うべきものであろう。より望ましいのは納税者番号制を導入して高所得者がより多くの保険料負担をして所得再配分機能を強め全国民共通の「生活の安心」確保に努めることである。

2)、被用者年金について

①、被用者年金についても、可及的速やかに、従来の「給付建て賦課方式」から「拠出建て賦課方式」（いわゆるスウェーデン方式）に移行すべきである。（註-8）

報酬比例の被用者年金は従来、給付額に合わせて拠出額が決められるいわゆる「給付建て」で、かつ現役世代が先世代の給付をまかなう「賦課方式」で運営されてきた。しかし、少子高齢社会の到来は、従来より少ない人数で多くの高齢者の給付をまかなうことを意味し、大幅な拠出の引き上げを必要とする。その上わが国の場合、これまで将来世代になるほど保険料が高くなっていく「段階保険料方式」を採用しているため、世代間の不公平は更に拡大する。こうした世代間の不公平は、わが国だけではなく、すでに負担が高率になった先進諸国共通の問題となり、もはや負担率を引き上げることは若年世代の納得が得られない状況になってきた。

そこに登場したのが、「（概念的）拠出建て賦課方式」（いわゆるスウェーデン方式）という革新

的な財政方式である。これは自分が現役時代に拠出した保険料に応じて、将来自分の受け取る給付額を決めようというもので、保険料と給付がリンクしている。リンクの方法は、名目 GDP 成長率や総賃金上昇率といったマクロ係数であり、そこには物価変動の要素、生産性上昇の要素、生産人口減少の要素が織り込まれている。また、年々の受給額を調整することによって、受給開始時期を個人が選ぶことができ、就労促進的な効果も期待できる。急速に少子高齢化が進むわが国の被用者年金は、早急にこの「拠出建て賦課方式」に移行すべきであろう。

②、被用者年金の保険料率は、現行制度を維持するならば、平準保険料率として、今後の給付発生を賄うために約 10% ($8.5\% + 1.7\% = 10.2\%$)、過去不足（既発生の年金債務）の償却に充てる費用として約 5%の計約 15% ($8.5\% + 1.7\% + 4.5\% = 14.7\%$) が必要である（註-9）。しかし、これによる被用者の負担、景気への打撃が大きいことに鑑み、当面約 10%とすることを提案する。これは、将来分の発生給付にほぼ見合う水準である。その上でスエーデン方式を採用し、今後は将来不足の発生しない体系に転換すべきである。景気の本格回復を待って将来の給付水準を引き上げるために保険料率を引き上げるか、401k 等民間の自助努力で減額分を補うかは、その後の選択の問題である。

被用者年金の保険料を一気に 15%に引き上げると、基礎年金の目的消費税化とあわせて、平均世帯には収入の約 5%（註-10）の負担増となり、名目 GDP ベースの消費額で約 5 兆円のマイナス効果をもつ（註-11）。そのマイナスを打ち消す経済政策について合意が得られそうにない現下の情勢に鑑み、次善の策として約 10%の保険料率で当面我慢することもやむを得まい。ただし、将来不足を発生させないことが先送りを阻止するための絶対条件であり、この際、将来分についてはスエーデン方式に全面的に切り替えるべきである。この保険料水準での給付が不十分であると判断するのであれば、景気が十分に回復した段階で将来の世代が自ら決断して、保険料率を引き上げるか、401K 等の民間年金で補完するのがよからう。

③、政府は各人別に「拠出と将来受給に関する報告書」を作成し、各種方法で知らせることが望まれる。

④、被用者年金にとって最も困難な問題は、400 兆円程度（厚生年金全体では 500 兆円超）とみられる「過去不足」を如何に解消していくかという点にある。高額受給者のスライド圧縮や年金に係る所得税制上の優遇措置の是正、過去から積み残しているマイナスの物価スライド等もろもろの支出削減策を、まずもって講じる必要がある（本提言の効果はトータル年間約 1 兆円）。

最近時点の資料が公表されていないので 99 年の資料によらざるを得ないが、厚生年金の過去不足は約 400 兆円にのぼる。2003 年 11 月 17 日に発表された厚生労働省の改革案においても、

保険料の上限を固定する方式をスエーデン方式と称して、それへの移行を提案しているが、問題はそこに至る過程において保険料を現在の 13.58%から 20%へ、20 年かけて段階的に引き上げていこうとしている点にある。それは、実はこの過去のツケの解消を将来世代に負わせるもので、世代間の不公平を一層拡大することになる。

すでに発生してしまっている不足金の償却は、過去世代、現役世代、将来世代とで負担を分かち合うべきものであるが、一挙解決の妙案はなく、多くの手段のあわせ技が必要となる。財産権の著しい侵害とならず、また年金制度への信頼を損なうことのない対応策として、以下のものを提案したい。

イ)、年金に関する過剰な優遇税制である「公的年金等控除」(註-12)の見直し

公的年金に限らず、私的年金も含めて、年金と名のつくものはすべて「公的年金等控除」の名の下に、給与所得よりも多額の控除が認められ、かつ、給与所得控除との二重控除が可能である。こうした優遇税制を見直し、それによって生まれる税収増を償却財源に充てる。「公的年金等控除」の全廃という極論もあるが、就労と年金の代替性・中立性を確保する観点から、スエーデンが行ったように年金も給与と同じ所得区分とし、(みなし)給与所得控除を一本化して適用するのが妥当ではないか。その効果は、所得税で約 2,000 億円/年、住民税で約 1,500 億円/年と推計されている(年金総合研究センター試算)。

ロ)、実施を見送っている物価のマイナススライドを実施する

1999～2001 年間の消費者物価の下落率 1.7%については、スライドが見送りとなっている(註-13)。これをスライドの趣旨どおり実施することは当然の措置であり、その効果は年間約 5,500 億円と見積もられる。

ハ)、高額年金受給者のスライドを圧縮する

被用者年金も世代間の助け合いの制度である。その助け合いの精神でこの際、高額年金受給者には賃金スライドと基礎年金拠出を全額消費税化した際の物価上昇分についてだけは、スライドを遠慮してもらってはどうか。高額年金受給者の定義は難しいが、現役勤労者の平均賃金(ボーナス込みで月額約 44 万円)以上の年金を毎月受給している人としてはどうか。代替率を 60%とすれば、この対象となる受給者の賃金は平均賃金の 1.6 倍程度(年収で 850 万円程度)以上ということになる。

ただし、この施策の効果は限定的で、年間数百万円程度と推計される。

⑤、被用者年金の過去不足については、マクロ経済スライドを適用し、徐々に過去不足の償却を進めていく（マクロ経済スライドについては註-8の（2）、（3）、および註-14のイメージ図参照）。

上記④に記したような施策を組み合わせても、それだけでは処理できないほどに被用者年金の過去不足は巨額である。したがって、何らかの強力な処理手段を考える必要がある。

現行方式では、これを主に将来世代の保険料により、また、保険料上限固定方式では将来世代の保険料とマクロ経済スライドによる節減分を充当して処理しようとしている。しかし、本提言では、今後も当分の間は赤字をたれ流し続けることとなる段階保険料方式と決別して、保険料リンク方式の設計とすることにより、将来不足の発生を阻止する一方、過去不足については、受給者と現役とが共に痛みを共有するマクロ経済スライドを中心として、処理を進めるものとする。

将来世代の保険料を充当しない以上、このマクロ経済スライドによる償却には長時間を要し、あるいは追加的なスライド圧縮を必要とする可能性はあるが、受給者と現役とが共に痛みを分かち合う仕組みとして、公平かつ公正であり、若い世代や将来世代の納得も得られやすいと考える。

3)、少子高齢社会に耐えうる制度とする

少子高齢社会は、人口減少社会である。労働力人口は既に 98 年から減少に転じており、総人口は 07 年から減少が始まる（註-15）。そして 2025 年には生産年齢人口対 65 歳以上の高齢者の比率は、現在の約 4 対 1 から約 2 対 1 となる。少子化対策をとって仮にそれが効果を挙げたととしても、2025 年のこの事態改善にはほとんど結びつかない。われわれはこの事態を与件として行動しなければならない。既述の被用者年金の「拠出建て賦課方式化」と「マクロ経済スライド化」は、こうした自体への対応策のひとつである。その他、下記の対応策をとるのが妥当であろう。

①、わが国の税・社会保険の標準モデルをこれまでの「専業主婦世帯」から「共働き世帯」に変え、働き方に中立の税・社会保険制度として、「夫婦による年金分割（註-16）」、「所得税の二分二乗制（註-17）」を採用すべきである。

1986 年の基礎年金制度の採用に際し、被用者年金においては専業主婦にも夫と同等の基礎年金受給権が与えられた。この段階で、就業の成果は夫婦が平等に分かち合うべきだという哲学が暗黙裡に導入されていたと考えられる。この哲学を、報酬比例年金にまで拡大していくべき時が来たのではないだろうか。これと併せて、所得税制も夫婦の所得を合算し、その二分の一の金額に対する税額を計算して二倍にする、いわゆる「二分二乗制」の採用を検討すべきである。

このような制度変更のためには、年金の一身専属規定を改定するほか夫婦別産制を採用しているわが国の民法を改正する必要があるが、そういう措置を講じることによって、女性の労働を年金制度や税制が妨げないようになる。

②、また、正社員の四分の三程度以上の勤務時間・労働日数となる労働者にのみ保険料の支払い義務を課している規定を改定し、いわゆるパートタイマー等も原則加入の制度に近づけるべきである。

パートタイム労働者は既に 1,000 万を越えている（註-18）。派遣労働者は 140 万人。そのほとんどが女性であるが、若年男子の数も増えてきている。今や若年世代では男女共働きが普通の生活様式になってきた。平均余命が伸びる中で、高齢者の就労希望も多く、有期限労働や短時間労働のニーズは高い。その一方で、若いときに十分働いて熟年は NPO をしたい、ゆっくりと趣味に生きたいと、ハッピーリタイアメントを希望する人もいる。

労働形態や人々の生活様式がこのように多様化する中で、フルタイムの労働だけを「正規労働」とし、それ以外を「非正規労働」とする考え方を改め、社会を支える基盤的人口として積極的に活用する一方、納税・社会保険等国民の義務を全うしてもらうことが、少子高齢化を生き抜く上で必須の課題となっている。

具体的に年金に関して言えば、正社員の四分の三程度以上の勤務時間・労働日数となる労働者にのみ保険料の支払いが義務付けられているが、この規定が被用者年金の空洞化を招きはじめ、かつ不況の中で「非正規労働者」の賃金等処遇を引き下げ、格差を拡大している。

今後は、原則として全員が年金制度に加入することにしていく必要があろう（註-19）。あまりに零細な給与所得者についてまで適用範囲を拡大すると、ハンドリングコストが高くつくという問題があるが、税金と健康保険料、年金保険料、雇用保険料等社会保険料の徴収を一元化すれば、事情はうんと変わってくるのではないかと考える。

③、さらに、65 歳以上の高齢者の就労意欲を阻害している「在職年金制度」は廃止すべきである。

前回 99 年の改正において、65 歳以上の高齢者が就労して所得を得れば、年金支給額をカットするように改定されたが、これは高齢者の就労意欲を阻害するもので、制度の支え手を増やす意味から早急に廃止すべきだと思料する（註-20）。これは年金給付を少しでも削減したいという思いから出た発想であろうが、社会全体としてみれば累進課税の下税収は増え、年金保険料も増え、あまつさえ不足に向かう労働力人口を増やす効果があり、労働意欲のある人にはどんどん働いてもらうべきであろう。

4)、国民負担率、所得代替率への影響等

如上の年金改革の結果国民負担率はどうなるか。それは、①基礎年金保険料を目的消費税に置き換え、②被用者の報酬比例部分の保険料は基礎年金部分を除いて据え置くものであるから、国民負担率は理論的には概ね不変といえる。

一方、所得代替率は、マクロ経済スライドの効果が効いてくるため、年を追って下落していき、2025年には約49%、2050年には約37%に下落しかねない見込みである（註一21）。将来、保険料の引き上げ見直し、乃至、民間年金による補完見直しが必要になる可能性がある。

なお、現在ある公的年金の積立金は保険料と見合いになっているものであり、その取り崩しは意味のない提案であることを付言しておきたい。（以上）

(註-1) 高齢無職世帯の収入内訳

・ 高齢無職世帯の家計収支 (平成 11 年)

支出面：消費支出 252,493 円 非消費支出 26,641 円 合計 279,134 円

収入面：社会保障給付 199,190 円 その他 37,098 円 合計 236,288 円

不足分 42,846 円

実収入に占める社会保障給付の割合は 84.3%

・ 高齢無職世帯の可処分所得、消費支出の推移 (円)

	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年
可処分所得	230,493	232,185	233,671	229,312	220,719	209,647
消費支出	255,370	255,217	260,130	262,842	256,487	252,493
不足分	24,876	23,032	26,459	33,530	35,768	42,846

(註-2) 国民負担の内訳

国民負担率の内訳と国際比較 (対国民所得比)

	日本(99 年)	米国(96 年)	英国 (96 年)	独 (96 年)	仏 (96 年)
国民負担率	36.6%	36.5%	49.2%	56.4%	64.4%
社会保障	14.3%	10.1%	10.2%	26.4%	29.0%
資産課税	4.0%	3.8%	5.0%	1.5%	7.2%
消費課税	7.1%	6.0%	16.6%	14.1%	17.1%
法人所得課税	4.6%	3.4%	5.0%	1.9%	2.4%
個人所得課税	6.6%	13.2%	12.3%	12.5%	8.7%
(財政赤字)	12.0%	2.7%	5.8%	4.7%	6.1%

(註-3) 給与所得者、納税者数の推移

国税庁、民間給与の実態調査 単位：千人、%

	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
給与所得者	42769	43726	44394	44896	45263	45446	44984	44939	45097	44724
納税者	38357	39084	38614	39188	39610	34844	38780	38872	38820	38079
納税者割合	89.7	89.4	87.4	87.3	87.5	76.7	86.2	86.5	86.1	85.1

(註-4) 目的消費税率の試算

本案の目的消費税 (除く食料品) 税率 1% で税収約 1.83 兆円 (平成 13 年ベース)

基礎年金要支給額 19.6 兆円 (2010 年) 目的消費税率 10.7%

(参考)

現行消費税 税率 1% で税収約 2.5 兆円

(註・5) 国民年金の未納状況

国民年金保険料納付状況（平成 11 年国民年金被保険者実態調査） 単位：千人、％

	総数	完納	一部納付	未納	免除
総数	16,523	9,493	1,674	2,646	2,710
比率	100.0%	57.5%	10.1%	16.0%	16.4%

(註・6) 所得階層別にみた本提案による消費税負担

年間収入階層	200万未満	200～250万	250～300万	300～350万	350～400万	400～450万	450～500万	500～550万	550～600万
年間収入（万円）	153	225	274	323	374	423	473	523	571
消費支出（円）	136,218	183,206	203,157	220,509	228,555	247,873	254,928	280,123	286,737
エンゲル係数	31.2%	27.4%	26.8%	26.3%	25.2%	25.0%	24.1%	23.9%	24.0%
消費税負担（円）	6,787	10,154	11,606	12,555	13,204	14,818	15,383	17,064	17,697
（％）	4.98%	5.54%	5.71%	5.69%	5.78%	5.98%	6.03%	6.09%	6.17%

年間収入階層	600～650万	650～700万	700～750万	750～800万	800～900万	900～1000	1000～	1250～	1500万以上
年間収入（万円）	622	673	721	772	846	944	1,106	1,360	2,007
消費支出（円）	288,171	310,073	315,597	346,037	356,742	384,872	426,311	458,582	569,578
エンゲル係数	25.1%	23.9%	23.9%	23.6%	23.1%	21.5%	21.4%	19.7%	18.5%
消費税負担（円）	17,642	19,168	19,272	21,262	22,145	24,238	26,902	29,606	37,458
（％）	6.12%	6.18%	6.11%	6.14%	6.21%	6.30%	6.31%	6.46%	6.58%

↑ 平均的所得階層

註：消費税負担の下段は、対消費支出額比率

(註・7) 将来人口推計にみる 65 歳以上人口

(単位：千人)

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2050年	2005年⇒25年 までの増加率
総人口	126,926	127,708	127,473	126,266	124,107	121,136	100,593	－5.1%
生産年齢人口	86,380	84,590	81,665	77,296	74,453	72,325	53,889	－14.5%
65歳以上	22,041	25,392	28,735	32,722	34,559	34,726	35,863	＋36.8%
(比率)	17.4%	19.9%	22.5%	25.9%	27.8%	28.7%	35.7%	

※毎年0.78%ずつ、20年減少し続けると▲14.5%に等しくなる

(註・8) 「みなし拠出建て賦課方式」（いわゆるスエーデン方式）について

1)、「拠出建て賦課方式」

拠出が給付とリンクしていて、「納めた保険料は必ず返ってくる」。拠出と給付見込みは毎年各人宛報告される。この方式への移行により、その時点から将来に向かっては、世代間の不公平は基本的に生じない。過去の債務は別にして、将来に向かっては、保険料率は将来の国民の選択でいかようにも決めることが可能。

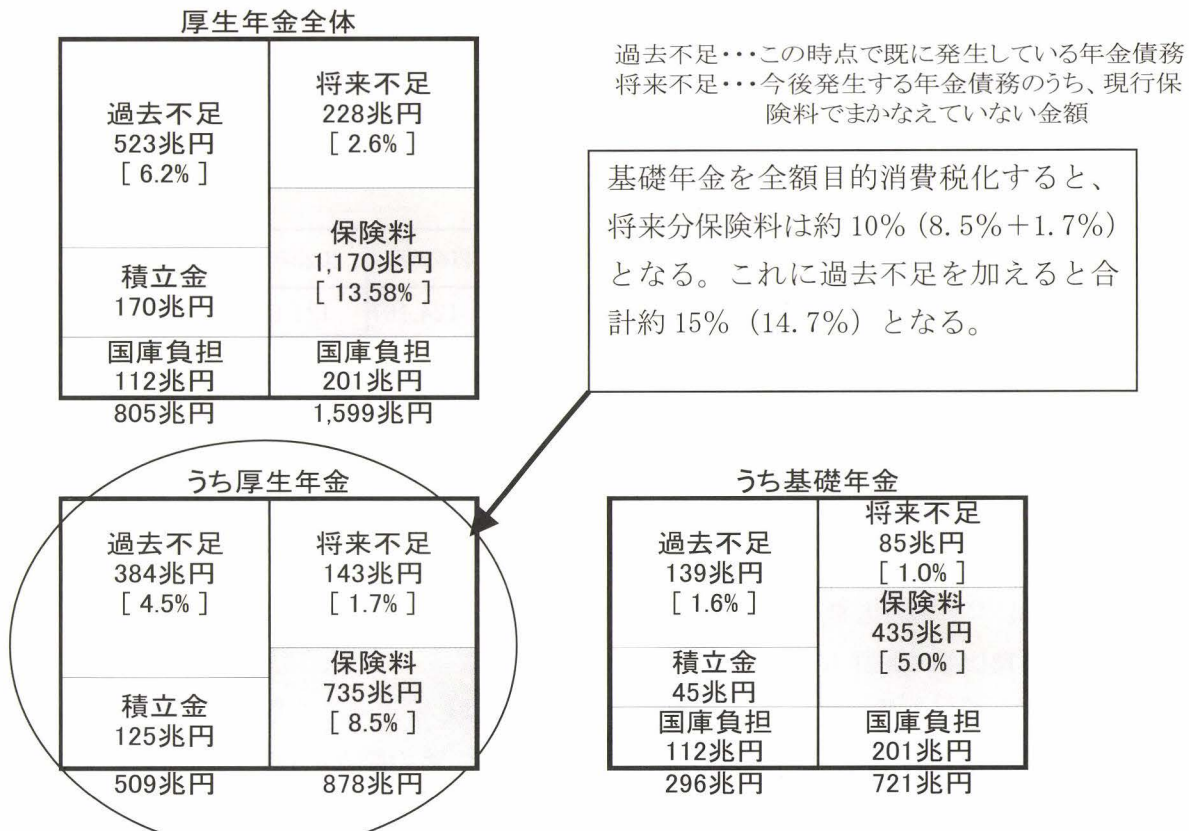
2)、マクロ経済スライド

拠出と給付はマクロ係数（名目 GDP や総賃金の伸び率）でリンクされ、これが「みなし運用利回り」となる。マクロ係数であるから、そこには物価動向、実質成長率、労働力人口の動向が反映されている。「拠出建て賦課方式」により拠出とリンクした給付が、このマクロ経済スライドで調整され、それで節減された分が過去の債務の償却に充てられる。さらに必要となれば、財政再計算の都度年金会計のバランスシートを見てマクロ係数を調整する財政安定化措置も組み込むことができる。

3)、過去の債務の償却

従来は各人の給付が物価スライドと賃金スライドしていたが、新方式は賃金総額の伸び率ないし名目 GDP 成長率等のマクロ係数にスライドする。したがって、拠出者の人数が減少していく少子化社会にあっては、賃金総額の伸びは一人あたり賃金の伸びを下回ることになる。（マクロの経済成長も鈍化する）。過去の債務は、このマクロ経済スライドによる年金額のスライド圧縮と現役のみなし運用利回りの節減の両方の効果によって、制度関係者全員の均等の負担により、徐々に償却されていく。

(註-9) 公的年金の給付原価と財政構造



※ 1999 年度時点の厚生労働省作成のデータをもとに、新人口推計を考慮して当委員会にて推計。前提条件は厚生労働省同様、賃金上昇率 2.5%、物価上昇率 1.5%、運用利回り 4.0%。国庫負担は 1/3。

(註-10) 基礎年金の目的消費税負担： $18,800 \div 440,000$ 円（平均報酬）＝4.3%（イ）

被用者年金負担増： $13.58\% \rightarrow 15\%$ 、 $1.42\% \div 2 = 0.71\%$ （ロ）

合計負担増：イ＋ロ＝5.0%

(註-11) 個人消費の所得弾性値（約 0.4） $\times$ 雇用者所得減 5 % $\times$ 雇用者の個人消費支出
より算出

(註-12) 公的年金等控除の概要

・ 65 歳未満の人の場合の所得の速算表

A 公的年金等の収入金額の合計	B 割合	C 控除額
700,000 円から 1,299,999 円まで	100%	700,000 円
1,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	375,00 円
4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	785,000 円
7,700,000 円以上	95%	1,555,000 円

求める所得金額＝A $\times$ B－C

例：公的年金が 3,000,000 円の場合 $3,000,000 \times 0.75 - 375,000 = 1.875,000$ 円

・ 65 歳以上の人の場合の所得の速算表

A 公的年金等の収入金額の合計	B 割合	C 控除額
1,400,000 円から 2,599,999 円まで	100%	1,400,000 円
2,600,000 円から 4,599,999 円まで	75%	750,000 円
4,600,000 円から 8,199,999 円まで	85%	1,210,000 円
8,200,000 円以上	95%	2,030,000 円

例：公的年金が 3,000,000 円の場合 $3,000,000 \times 0.75 - 750,000 = 1.500,000$ 円

・ 給与所得が 3,000,000 円の場合

$3,000,000 \times 0.7 - 180,000 = 1.920.000$ 円（所得金額）

公的年金等収入階級別にみた収税額(国税庁、平成 14 年資料)

単位：人、百万円

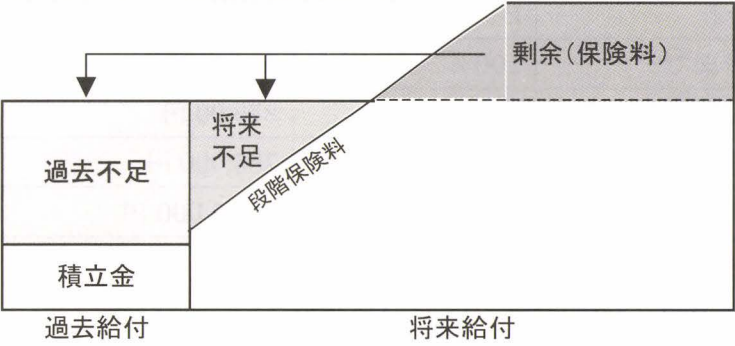
	人員	公的年金額	納税者数	税額	税額割合(%)
70 万円以下	334,707	144,640	222	6	0.00
100 万以下	211,996	178,415	2,485	65	0.04
150 万以下	231,633	289,866	42,118	1,009	0.35
200 万以下	256,273	449,104	64,855	3,012	0.67
250 万以下	311,877	706,618	128,551	5,622	0.80
300 万以下	419,618	1,158,506	205,550	9,627	0.83
300 万以上	823,293	3,104,750	467,452	33,146	1.07

(註-13) 消費者物価上昇率の推移

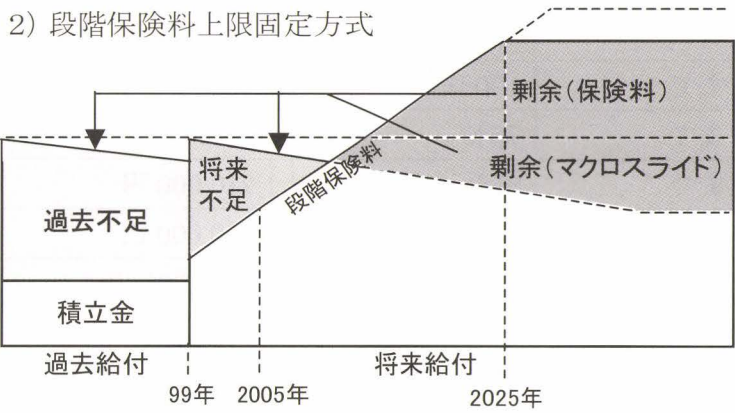
	H8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
総合指数	98.8 (+0.4%)	100.8 (+2.0%)	101.0 (+0.2%)	100.5 (-0.5%)	99.9 (-0.5%)	98.9 (-1.0%)	98.3 (-0.6%)

(註-14) 公的年金の各方式の過去・将来不足償却方法

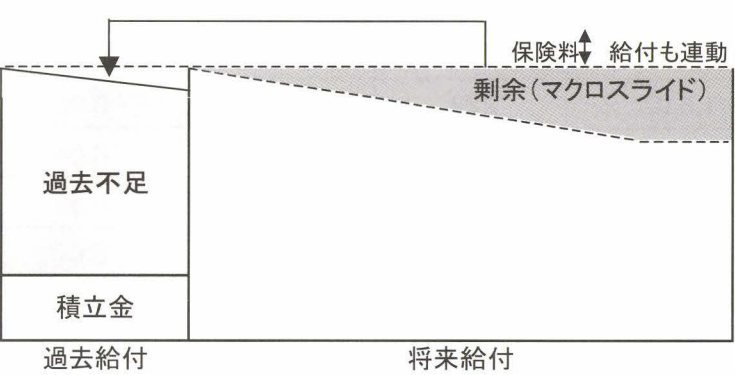
1) 現行方式(段階保険料方式)



2) 段階保険料上限固定方式



3) 保険料リンク方式(本提言)



(註-15) 労働力人口、労働力人口比率の推移

(万人、%)

暦年	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
労働力人口	6,615	6,645	6,666	6,711	6,787	6,793	6,779	6,766	6,762	6,689
就業者数	6,450	6,453	6,457	6,486	6,557	6,514	6,462	6,446	6,412	6,330
労働力人口比率	63.8	63.6	63.4	63.5	63.7	63.3	62.9	62.4	62.0	61.2
男子	78.0	77.8	77.8	77.7	77.7	77.3	76.9	76.4	75.7	74.7
女子	50.3	50.2	50.0	50.0	50.4	50.1	49.6	49.3	49.2	48.5

(註-16) 夫婦による年金分割の考え方について

- ・ 現状
現在の各年金法では、年金の受給権は受給権者の一身専属となる。受給権者の死亡により受給権は消滅し、配偶者への相続の対象とならない
- ・ 基礎年金の導入による年金分割
昭和 60 年の基礎年金導入は、年金受給権が被用者本人と被扶養配偶者に分割されたと見ることができる
- ・ 報酬比例部分（厚生年金）への適用
厚生年金についても、基礎年金と同様の考え方に立ち、年金受給権を分割することが望まれる

(註-17) 所得税の 2 分 2 乗制について

- ・ 2 分 2 乗方式の計算例：共働き世帯（世帯収入合算 1,000 万円）

(現状)

各人の収入	課税所得	所得税
A : 700 万円	472 万円	61.4 万円
300 万円	154 万円	15.4 万円
(1000 万円)		(76.8 万円)
合算した可処分所得：923.2 万円		

(改定後：どのような収入配分であっても下記のように計算する)

B : 500 万円 × 2	308 万円 × 2	30.8 万円 × 2
(1000 万円)		(61.6 万円)
合算した可処分所得：938.4 万円		

- ・ 諸外国の状況
累進税率、夫婦別産課税（日本、オーストラリア、カナダ、イタリア、スウェーデン）
累進税率、配偶者控除廃止、個人課税（英国）
累進税率、夫婦合算分割課税（米国、フランス、ドイツ）

- 日本の所得税制の推移
 - 昭和 22 年 民法改正「夫婦財産別産制」の導入
 - 昭和 25 年 所得税法改正「個人単位主義」の導入
 - 昭和 36 年 「配偶者控除」の創設
 - 昭和 62 年 「配偶者特別控除」の創設
 - 平成 15 年 「配偶者控除」の見直し検討中

(註-18) 短時間労働者数の推移(非農林)、週労働時間別雇用者数

単位：万人										
暦年	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
従業者総数	5,099	5,135	5,161	5,219	5,285	5,261	5,226	5,252	5,259	5,216
35時間以上	4,164	4,161	4,260	4,197	4,165	4,141	4,082	4,193	4,044	3,991
30～34時間	350	374	303	361	402	386	381	314	405	378
15～19時間	443	450	445	498	542	548	571	552	601	612
1～14時間	136	143	148	156	170	179	186	187	199	221

(註-19) 厚生年金被保険者数の推移

年度	事業所数(万)	総数(万人)	男子(万人)	女子 (万人)
平成 8 年度	165 (+2.9%)	3,300 (+0.6%)	2,204 (+0.5%)	1,096 (+0.7%)
9 年度	170 (+3.1%)	3,347 (+1.4%)	2,245 (+1.9%)	1,101 (+0.5%)
10 年度	169 (-0.7%)	3,296 (-1.5%)	2,213 (-1.55%)	1,083 (-1.6%)
11 年度	168 (-0.5%)	3,248 (-1.4%)	2,180 (-1.5%)	1,068 (-1.4%)
12 年度	167 (-0.5%)	3,219 (-0.9%)	2,158 (-1.0%)	1,061 (-0.7%)

平成 9 年度以降は、旧 3 共済からの移行を含む

(註-20) 65 歳以上の労働力化率

	H8 年	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年
男(65 歳以上)	36.7%	36.7%	35.9%	35.5%	34.1%	32.9%	31.1%
男(45～54 歳)	97.5%	97.7%	97.3%	97.3%	97.0%	96.7%	96.6%
女(65 歳以上)	15.4%	15.4%	15.2%	14.9%	14.4%	13.8%	13.2%
女(45～54 歳)	69.6%	70.3%	70.2%	69.8%	69.9%	70.2%	69.8%

(註一21) 本提言による所得代替率への影響

- ・ マクロ経済スライドの採用によって、年金額は、名目 GDP の変化に応じて調整される。現役世代の人口が減少すれば、一人当りの実質賃金が変わらない場合でも、総賃金は下落し、年金額の実質価値は減少して、所得代替率は下落することになる。現役の保険料拠出者の人数を、生産年齢人口（20～64 歳）で代替してみると、2002 年 1 月の人口推計（中位推計）では、2000 年の 8,638 万人が、2025 年には 7,233 万人（約 84%）、2050 年には 5,389 万人（約 62%）と予測されており、現在の所得代替率 59%は、2025 年には約 49%、2050 年には約 37%に下落することになる。この下落をくいとめるためには、一人当たり生産性の向上、少子化進行の阻止、高齢者や女性の活用促進、失業対策・就労支援の強化、といった取り組みが必要になる。

経済政策委員会 活動状況

(役職等は当時のもの)

平成15年

- 6月18日 正副委員長会議
「本年度の活動方針について」
- 7月24日 講演会・正副委員長会議
「小泉構造改革と経済政策のあり方」
ゲスト：小野 善康 氏
(大阪大学 社会経済研究所 教授)
- 7月30日 正副委員長会議
「経済再生に向け小泉内閣が取るべき財政金融政策について」
- 9月25日 正副委員長会議
「公的年金制度の改革のあり方について」
ゲスト：久保 知行氏
(住友信託銀行 年金研究センター主席研究員・年金数理人)
- 10月15日 正副委員長会議
「公的年金制度の改革のあり方に関する提言第1次案について」
- 10月24日 スタッフ会
「公的年金制度の改革のあり方に関する提言案について」
- | |
|---------------------------------------|
| 10月30日 常任幹事会・幹事会
提言案を報告「公的年金改革に望む」 |
|---------------------------------------|
-
- | |
|---------------------------|
| 11月11日 提言「公的年金改革に望む」を記者発表 |
|---------------------------|

平成15年度 経済政策委員会 名簿

(敬称略)

委員長	岡本 好央	住友信託銀行	顧問
副委員長	井澤 武尚	井澤金属	社長
	坂田 正行	西日本旅客鉄道	専務
	丸山 功	電 通	常務関西支社長
	山本 絹子	パソナ	常務執行役員
	森元 淳平	大林組	専務
	佐々木 宏樹	パトライト	会長
	齋藤 績	関電興業	常務
	大島 俊保	日本総合研究所	調査部関西経済研究センター所長
	山岡 喜紹	日本アイ・ビー・エム	理事・関西地区担当
	岩堀 雅彦	中央青山監査法人	代表社員(パートナー)
	福本 康蔵	UFJ銀行	企画部部長
	田中 英俊	ジェーシービー	顧問
	筒井 高志	野村證券	専務執行役
	鈴木 博之	丸一鋼管	社長
	飯田 洋	大丸	経営企画部参事
	武田 厚	新日本製鐵	取締役大阪支店長
	前川 洋一郎	松下電器産業	役員
	早瀬 萬里子	クロ・クリエイティブ・インターナショナル	代表取締役
	尾本 恵嗣	三井住友銀行	総務部部長
スタッフ	佐々木 基彦	住信基礎研究所	常務執行役員
	久保 知行	住友信託銀行	年金研究センター主席研究員・年金数理人
	花田 晋	住友信託銀行	調査部調査役補
	須貝 祐輔	井澤金属	総務部次長
	平野 剛	西日本旅客鉄道	総合企画本部
	徳永 真一郎	電 通	営業統括局プロジェクト1部長
	栗本 裕司	パソナキャリアアセット	執行役員西日本担当大阪支店長
	中島 祐介	大林組	大阪エンジニアリング部長
	木嶋 喜久雄	パトライト	執行役員経営企画本部長
	山口 博康	関電興業	企画開発室リーダー
	小沢 康英	日本総合研究所	調査部関西経済研究センター主任研究員
	一木 計男	日本アイ・ビー・エム	関西地区プロジェクト担当部長
	山添 清昭	中央青山監査法人	マネージャー・公認会計士
	細井 朗	野村證券	大阪総務部部長兼企画秘書課長
	和田 勇司	丸一鋼管	社長室長
	入間川 吉雄	松下電器産業	秘書グループ企画渉外部長
	篠田 周	三井住友銀行	金融調査室次長
	伊藤 誠治	三井住友銀行	金融調査室室長代理
代表幹事スタッフ	村田 省三	アートコーポレーション	専務
	平山 誠一郎	大丸	経営企画部担当部長
	種植 広幸	大丸	経営企画部担当部長
	山田 真也	大丸	経営企画部係長
事務局	萩尾 千里	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	梅名 義昭	関西経済同友会	企画調査部部長
	小谷 美貴	関西経済同友会	企画調査部

「'04年公的年金改革に望む」

～負担の先送りをする制度設計から決別し、制度への信頼を取り戻そう～

平成15年11月発行

発行者 社団法人 関西経済同友会

常任幹事

事務局長

萩 尾 千 里

大阪市北区中ノ島6丁目2番27号

電話(06)6441-1031

印刷所

ビジネスブティック

インターネット・アドレス	http://www.kansaidoyukai.or.jp
--------------	---

